

仕 様 書

1 役務件名
一般廃棄物圧縮処理役務

2 役務対象
札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 じん埃集積所

3 役務概要
駐屯地内指定じん埃集積所の一般廃棄物圧縮処理

4 一般事項

(1) 総則

本仕様書は、真駒内駐屯地自衛隊札幌病院が実施する「一般廃棄物圧縮処理役務」について必要な項目を制定する。

(2) 質疑

本役務実施に当たり、本仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。

(3) 軽微な変更

監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施する。

(4) 役務実施日

本役務は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の土日及び祝祭日を除く平日の午前中に実施するものとし、作業時間については監督官と別途調整する。また、請負者の都合により作業日時を変更する場合は、監督官と協議する。

(5) 役務写真

日々の圧縮前、圧縮後の数量が分かるように撮影した作業写真（150万画素以上）を作成し、各週ごと（月をまたがない）A4-S版に整理し提出する。

(6) 完了検査等

請負者は、日々の圧縮量を書面（任意様式）で提出し、監督官の確認を受ける。また、月毎の圧縮量を集計表（任意様式）に取りまとめ、監督官に提出し、検査を受ける。

5 特記事項

(1) ゴミ圧縮要領

ア 圧縮ゴミ1袋は25kg以内とし、0.4m×0.4m×0.45mを基準で圧縮し、型崩れのないものとし、0.08m³以内とする。

イ 分別の悪いゴミ袋（不燃ゴミ、医療ゴミ及び圧縮できないもの）は圧縮せずに集積所内に残置する。万一それらが混入し、圧縮機等が破損した場合は官側に責は問わないものとする。

ウ 圧縮後のゴミを収納するゴミ袋等（厚さ0.03mm以上）の資材は、請負者が準備するものとする。

(2) その他

ア 本役務で電気を使用する際は、請負者がメーターを取付け、使用量を監督官に報告し、請求された金額を支払う。

イ 本役務実施に起因した事故、施設等の破損は請負者の責とし、また官側に損害を与えた場合は直ちに現状回復する。

ウ 作業中に監督官及び病院勤務員に、車両の移動を命じられた場合は、直ちにこれに従う。

件名	一般廃棄物圧縮処理役務			仕様書番号	5
種別	仕様書			縮尺	
総務部長	管理課長	営繕班長			設計者
自衛隊札幌病院総務部管理課			令和5年2月8日		